

全国がん登録 届出マニュアル解説 【保存版】

がん情報サービス

検索

[TOP](#) > [医療関係者向け](#) > [がん対策情報](#) [全国がん登録](#) > [病院・診療所向け情報](#)

『全国がん登録届出マニュアル』や全国がん登録の届出方法など、
全国がん登録に関する情報が掲載されています。

香川県 全国がん登録

検索

香川県における全国がん登録に関する情報や、届出作業を円滑に
進めるためのマニュアル等を掲載しています。

オンラインシステムに関するお問い合わせ

◆国立がん研究センター（コ-ルセンター）◆

電話番号：03-4216-3943

受付時間：土、日、祝日を除く 午前9時～午後5時

届出内容に関するお問い合わせ

◆香川県がん登録室◆

電話番号：087-891-2467

E-mail：kagawa_gan-m@kagawa-u.ac.jp

受付時間：土、日、祝日を除く 午前9時～午後5時

目次

届出の対象

届出の必要ながんの種類.....	1
届出の必要な患者.....	2
届出の不要な患者.....	2
届出情報の作成時期.....	3
届出の期間.....	3
届出時の注意点.....	4
【見本】電子届出票 全国がん登録届出票.....	5

届出項目について

③カナ氏名④氏名.....	6
⑤性別.....	6
⑥生年月日.....	7
⑦診断時住所.....	7
⑧側性.....	8
⑨原発部位.....	11
⑩病理診断.....	12
⑪診断施設.....	14
⑫治療施設.....	18
⑬診断根拠.....	22
⑭診断日.....	25
⑮発見経緯.....	27
⑯進展度・治療前.....	31
⑰進展度・術後病理学的.....	33
⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無㉑観血的治療の範囲.....	35
㉒放射線療法㉓化学療法㉔内分泌療法㉕その他治療.....	40
㉖死亡日、備考.....	43

香川県がん登録室より.....	44
-----------------	----



届出の対象



●届出の必要ながんの種類

原発性の悪性新生物その他の政令で定める疾病

【線癌】8140/**3**

【上皮内腺癌】

8140/**2**

など

悪性新生物とは・・・

国際的に統一された新生物のための分類である
国際疾病分類腫瘍学第3版（ICD-O-3）において
悪性（性状コード**3**）又は上皮内癌（性状コード**2**）
に分類された腫瘍

届出が必要なのは
『**原発性のがん**』についてのみです

【その他の政令で定める疾病】

1. 悪性新生物及び上皮内がん（ICD-Oにおける性状/3及び/2）

※病理学的診断のない上皮内がんは届出対象外

2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍

※良性および良悪性不詳も対象

3. 卵巣腫瘍（以下のものに限る）

- ・境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
- ・境界悪性漿液性のう胞腺腫
- ・境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
- ・境界悪性乳頭状のう胞腺腫
- ・境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
- ・境界悪性粘液性のう胞腫瘍
- ・境界悪性明細胞のう胞腫瘍

4. 消化管間質腫瘍（GIST）

※病理学的診断のないGISTや、検体から偶発的に見つかった治療対象とならない
GISTは届出対象外

●届出の必要な患者

- 入院・外来を問わず、自施設において、当該がんに関して初めての診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合

医師ががんと
判断すれば
届出対象

診断とは・・・

画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断および臨床診断を含み、必ずしも病理学的な確定診断を要さない

- 転移又は再発の段階で、自施設において初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合

check!

→ 転移又は再発に関する情報ではなく、**原発性のがん**に関する情報を届出

- 過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）について、初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合

こんな場合も届出が必要！

- ・他施設からがん治療に該当する服薬管理を依頼された
- ・他施設で手術後、がん診療の一環としてリハビリを行った
- ・他施設からの依頼で、検査・診断を行った
（検査機器の貸与のみとする場合は届出不要）
- ・乳房再建術を行った

がんによる症状の
緩和・軽減の為に
行われた診療行為

●届出の不要な患者

- 自施設で過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合

→ 再発か新しく発生したがんか不明な場合は、**原発部位不明**として
届出が必要

check!

- 「がん**疑い**」の域を脱しない場合

こんな場合も届出不要！

- ・訪問看護を行っている（質の高い療養生活を送るための支援）
- ・他施設でがんと診断（治療）されているが、がん以外の治療しか行っていない
- ・脳腫瘍のオペによる麻痺に対するリハビリを行った
- ・外科手術の痛み止めを処方した
- ・入院等による腰痛への湿布の処方をした
- ・ストーマのパウチ交換のみ行った

がん患者さんであっても
がんに関する診療行為
ではない

●届出情報の作成時期

届出対象の患者さんについて、当該がんに関して計画した一連の診断及び／又は治療等の初回の診療行為が終了した時に作成します。

診断・治療のパターン	届出情報の作成時期
自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明	他施設に紹介時
	患者さんの来院中断が明らかになった時
自施設で初回治療を開始	計画された一連の初回治療の終了時
	初回治療方針『経過観察』の決定時
他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続	計画された一連の初回治療の終了時
他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診	自施設受診時
剖検で初めて発見されたがん	診断確定時

●届出の期間

がん登録等の推進に関する法律では、一定の期間内に届け出ることが義務づけられています。

病院等の別	推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	診断年の翌年 1月～8月末
院内がん登録実施病院	診断年の翌年 1月～9月末
その他医療機関	診断年の翌年 1月～10月末

※毎年、県との協議にて決定される為、変更になる場合があります。

20X0年1月1日～20X0年12月31日診断症例の届出受付期間は
20X1年1月1日～20X1年の上記推奨届出時期となります。
 なお、届出が大幅に遅れる場合は、登録室までご連絡お願いいたします。

check!

●届出時の注意点

注意点① 当該がんについて、全国がん登録に届出をするのは初めてですか？

既に届出をしているがんについて、治療内容の変更や転移・再発の診断、治療に伴う再届出は不要です。

また、患者さんが死亡された場合も、死亡日を追加して改めて届出をする必要はありません。

注意点② 昨年以前の診断症例ですか？

check!

今年診断症例の届出は、来年1月1日より受け付けいたします。

今年は、昨年診断症例の届出をしてください。なお、昨年より前の診断症例で届出漏れがある場合は、一緒に届出をしてください。

注意点③ 診断年は同じですか？

届出データに診断年が違うデータが混在する場合、必ず下記の通り**診断年別にファイルに分けて**届出をしてください。

集計作業をスムーズに行えるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

check!

例

✕ 届出ファイル① 2019年、2018年、2016年診断症例 計15件



○ 届出ファイル①	2019年診断症例	10件	} 計15件
○ 届出ファイル②	2018年診断症例	4件	
○ 届出ファイル③	2016年診断症例	1件	

注意点④ 届出は必要ですか？



【見本】 電子届出票 全国がん登録届出票

①病院等の名称		香川県 〇〇〇〇病院			
②診療録番号		(全半角16文字)			
③カナ氏名		シ	(全角カナ10文字)	メイ	(全角カナ10文字)
④氏名		氏	(全角10文字)	名	(全角10文字)
⑤性別		☐ 1. 男性 ☐ 2. 女性			
⑥生年月日		☐ 0. 西暦 ☐ 1. 明 ☐ 2. 大 ☐ 3. 昭 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令			
⑦診断時住所		都道府県選択 市区町村以下 (全半角40文字)			
腫瘍の種類	⑧側性	☐ 1. 右 ☐ 2. 左 ☐ 3. 両側 ☐ 7. 側性なし ☐ 9. 不明			
	⑨原発部位	大分類			
		詳細分類			
	⑩病理診断	組織型・性状			
診断情報	⑪診断施設	☐ 1. 自施設診断 ☐ 2. 他施設診断			
	⑫治療施設	☐ 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 ☐ 2. 自施設で初回治療を開始 ☐ 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 ☐ 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 ☐ 8. その他			
	⑬診断根拠	☐ 1. 原発巣の組織診 ☐ 2. 転移巣の組織診 ☐ 3. 細胞診 ☐ 4. 部位特異的腫瘍マーカー ☐ 5. 臨床検査 ☐ 6. 臨床診断 ☐ 9. 不明			
	⑭診断日	☐ 0. 西暦 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令			
	⑮発見経緯	☐ 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 ☐ 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 ☐ 4. 剖検発見 ☐ 8. その他 ☐ 9. 不明			
進行度	⑯進展度・治療前	☐ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明			
	⑰進展度・術後病理学的	☐ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 660. 手術なし・術前治療後 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明			
初回治療	⑱観血的治療	⑱外科的	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑱鏡視下	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑱内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑱観血的治療の範囲	☐ 1. 腫瘍遺残なし ☐ 4. 腫瘍遺残あり ☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明		
	⑲その他治療	⑲放射線療法	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑲化学療法	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑲内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
		⑲その他治療	☐ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明		
⑳死亡日		☐ 0. 西暦 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令			
備考		(全半角128文字)			



届出項目について



③カナ氏名④氏名（全国がん登録届出マニュアル29・30P）

原則として、住民登録されている氏名

■氏名に外字が含まれる

- ・異体字に置き換え、備考欄に正式な漢字の情報を記入
→ 異体字への置き換えが難しい場合は、●に置き換え

『芦』に置き換えた場合・・・

『正しくは、くさかんむりに戸』と備考欄に記入

■日本語文字以外の氏名

- ・アルファベットおよびカタカナ可
- ・ミドルネームおよび通称名は備考欄に記入
- ・氏（Family name）名（First name）の順に記入

■氏名不詳

- ・カナ氏名は空欄
- ・氏／名はそれぞれ全角ハイフンのみ記入
- ・『氏名不詳』と備考欄に記入

⑤性別（全国がん登録届出マニュアル31P）

原則として、住民登録されている性別

■生物学的な性別が異なる

- ・『生物学的には女性』等と備考欄に記入

■性別の判断がしにくい名前（『博美』『薫』等）

- ・『性別確認済み』と備考欄に記入

■住民登録されている性別が定かでない

- ・診療録等に記録している性別を記入

補足等は備考欄をご活用ください

⑥生年月日（全国がん登録届出マニュアル32P）

病院等の診療録等に記録されている生年月日

■生年月日不明

- ・『9999年99月99日』と記入
- ・『生年月日不詳』と備考欄に記入

⑦診断時住所（全国がん登録届出マニュアル33P）

自施設における当該がん診断時の住所

■前医と自施設受診時の住所が異なる

- ・自施設初診時の住所を記入

『〇丁目』『郡』『大字』の抜け等に注意し、共同住宅の名称等も正確に記入してください！

例

A病院

高松市幸町

【⑦診断時住所】高松市幸町

【ポイント】

自施設におけるがん診断時の住所

紹介

B病院

木田郡三木町

【⑦診断時住所】木田郡三木町

【ポイント】

自施設におけるがん初診時の住所

■住所不明、不詳、不定

- ・住所入力欄に『住所不明』と記入

■届出時の最新住所が診断時住所とは異なる

- ・最新住所を備考欄に記入

③カナ氏名、④氏名、⑤性別、⑥生年月日、⑦診断時住所は、複数の施設より届けられた同一人物のデータを、ひとつにまとめる際に重要なキー項目となりますので、入力ミスがないようご注意ください。
なお、不明点や補足等は備考欄に記入してください。

⑧側性（全国がん登録届出マニュアル34P）

原発部位の側性

まずは、原発部位が『側性のある臓器』に
当てはまるかチェック！

●側性のある臓器●

唾液腺（耳下腺・顎下腺・舌下腺）、扁桃（扁桃窩、扁桃口蓋弓など）
鼻腔・中耳、耳・外耳道の皮膚、副鼻腔の一部（上顎洞、前頭洞）
主気管支・肺、胸膜
眼瞼の皮膚、その他の顔面の皮膚、体幹の皮膚、
上肢の皮膚・末梢神経（肩甲部含む）、下肢の皮膚・末梢神経（股関節部含む）
上肢・肩甲骨の骨、下肢の骨、肋骨・鎖骨など、骨盤骨など
上肢・肩の軟部組織、下肢・股関節部の軟部組織
乳房、卵巢・卵管、精巣・副睾丸、腎・腎盂・尿管、眼球・涙腺、副腎・頸動脈小体

ココが重要な
ポイント！

原発部位は側性のある臓器ですか

■側性のない臓器

↳ 原発部位が上記『側性のある臓器』に記載のない臓器 又は
原発部位が不明 → 7 側性なし

■側性のある臓器

↳ 原発部位が上記『側性のある臓器』に記載されている臓器であり、
右側に原発 → 1 右

↳ 原発部位が上記『側性のある臓器』に記載されている臓器であり、
左側に原発 → 2 左

↳ 両側卵巢に発生した同じ組織型の卵巢腫瘍
両側腎臓に発生した腎芽腫（ウィルムス腫瘍）
両側網膜に発生した網膜芽細胞腫 } のいずれか
→ 3 両側

↳ 原発部位の側性が不明または、原発が正中に位置している
→ 9 不明

⑧側性（全国がん登録届出マニュアル34P）

■側性のない臓器

例

原発部位が**肝臓**

【⑧側性】 **7 側性なし**

【ポイント】

①肝臓は、前頁『側性のある臓器』に記載されていない

原発部位が**胃**

【⑧側性】 **7 側性なし**

【ポイント】

①胃は、前頁『側性のある臓器』に記載されていない

■側性のある臓器（どちらか片側が原発部位）

例

原発部位が**右側の肺**

【⑧側性】 **1 右**

【ポイント】

①肺は、前頁『側性のある臓器』に記載されているので、その側性を選択

原発部位が**左側の腎臓**

【⑧側性】 **2 左**

【ポイント】

①腎臓は、前頁『側性のある臓器』に記載されているので、その側性を選択

■側性のある臓器（両側が原発部位）

例

- ①**両側卵巣**に発生した同じ組織形態の
卵巣腫瘍
- ②**両側腎臓**に発生した腎芽腫
- ③**両側網膜**に発生した網膜芽細胞腫

【⑧側性】 **3 両側**

【ポイント】

- ①左記の場合のみ**3 両側**を選択可能
- ②原発部位が両側卵巣の場合、左右それぞれが異なる組織形態であれば、左右それぞれの届出が必要

check!

例

原発部位が**左右両側の肺**

【⑧側性】 **1 右** および **2 左**

【ポイント】

- ①一方が他方の進展・再発・転移によるものではなく、左右それぞれに原発した場合、**左右それぞれの届出が必要**
- ②どちらか一方が転移等によるものであれば、原発部位のみ届出

check!

⑧側性（全国がん登録届出マニュアル34P）

■原発部位が不明

例

原発部位が不明

【⑧側性】 7 側性なし

【ポイント】

① 9 不明を選択しないよう注意！

■原発部位の側性が不明

例

乳房の左右どちらが原発部位か不明

【⑧側性】 9 不明

【ポイント】

① 3 両側を選択しないよう注意！

■原発部位が正中に位置

例

原発部位が上背部の正中

【⑧側性】 9 不明

【ポイント】

①左右どちらか判断できない場合は、9 不明を選択

⑨原発部位（全国がん登録届出マニュアル35P）

診断名ではなく届け出る原発部位

診断名	⑨原発部位（例）	備 考
食道癌	胸部食道	できるだけ詳しい原発部位をカルテからひろう （食道、大腸のどの部分か）
大腸癌	上行結腸	
転移性肺癌 （大腸癌からの肺転移）	横行結腸	転移部位ではなく、原発部位を届出 （転移部位の登録はしない）
転移性肺癌 （原発部位不明）	原発不明	
悪性リンパ腫	胃体部	節外性では原発の臓器・部位
悪性リンパ腫	頸部リンパ節	節性では原発のリンパ節
慢性骨髄性白血病	骨髄	白血病の原発部位はすべて『骨髄』
骨肉腫	大腿骨	診断名に原発部位が含まれない場合は、カルテから詳しい原発部位をひろう
悪性中皮腫	胸膜	

電子届出ファイルからの入力方法

例 原発部位が胃体部

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類 ① 胃、小腸	① 大分類を選択	自動的にセットされます	C16.2
		詳細分類 ② 胃体部	② 詳細分類を選択		

■ 選択肢に該当するものがない

例 原発部位が上顎歯肉

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類 頭頸部、甲状腺		
		詳細分類 歯肉		C03.9
備考	原発部位は上顎歯肉			

『上顎』の選択肢がない！

補足情報があれば備考欄に詳細を記入

(全半角128文字)

⑩病理診断（全国がん登録届出マニュアル36・37P）

病理学的診断による組織形態

病理学的診断は行われていますか

- 自施設で行われている
- 他施設で行われている
- 自施設、他施設のどちらでも行われていない
又は、他施設の検査に関する情報が不明

ココが重要な
ポイント！

病理診断が行われているか
どうかによって、選択できる
組織型が変わります！

治療の影響による組織型変化が想定される場合、治療前に得られた組織型を優先

■自施設もしくは他施設において、病理学的診断が行われている

電子届出ファイルからの入力方法

例 細胞診で乳頭腺癌と診断

組織型・性状より『乳頭状腺癌』を選択

他施設において病理学的
診断をしていることが明確な場合は、その
病理診断を適用

自動的にセット
されます

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類	胃、小腸	C16.2
		詳細分類	胃体部	
	⑩病理診断	組織型・性状	乳頭状腺癌	8260/3

例 原発巣の組織診で『上皮内の管状腺癌』と診断

組織型・性状より『管状腺癌』を選択

『上皮内の管状腺癌』
の選択肢がない！

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類	盲腸・結腸、直腸、肛門	C18.7
		詳細分類	S状結腸	
	⑩病理診断	組織型・性状	管状腺癌	8211/3
備考	管状腺癌 進展度：上皮内（8211/2）			

check!

最も近いものを選択し、
備考欄に実際の正しい
病理診断を記入

28文字)

⑩病理診断（全国がん登録届出マニュアル36・37P）

■病理学的診断が行われていない

表内のコードは病理診断がなされていなくても付与できます

他施設において詳細な組織型で診断されているが、診断に至った検査情報が不明確な場合も含む

check!

病理診断がなされていない場合は、基本おおまかな組織型を選択

診断根拠が顕微鏡的(病理学的)診断でない時に用いてよい形態コード

形態コード	組織診断名	形態コード	組織診断名
8000	新生物・腫瘍, NOS※	9350	頭蓋咽頭腫
8150	膵内分泌腫瘍	9380	グリオーマ
8151	インスリノーマ	9384/1	上皮下巨細胞性アストロサイトーマ
8152	腸グルカゴン腫瘍	9500	神経芽腫(神経芽細胞腫)
8153	ガストリノーマ	9510	網膜芽腫(網膜芽細胞腫)
8154	膵内分泌・外分泌細胞混合腫瘍	9530	髄膜腫, NOS
8160/3	胆管細胞癌※※	9531	髄膜皮性髄膜腫
8170	肝細胞癌	9532	線維性髄膜腫
8270	嫌色素性腺腫/癌(下垂体腫瘍)	9533	砂粒腫性髄膜腫
8271	プロラクチノーマ(下垂体腫瘍)	9534	血管腫性髄膜腫
8272	下垂体腺腫/癌, NOS	9535	血管芽腫性髄膜腫
8280	好酸性腺腫/癌(下垂体腫瘍)	9537	移行型髄膜腫
8281	好酸性・好塩基性混合腺腫/癌(下垂体腫瘍)	9538	明細胞髄膜腫/乳頭状髄膜腫
8720	黒色腫(眼又は皮膚に原発の場合)	9539	異型髄膜腫
8800	肉腫, NOS	9590	リンパ腫
8960	腎芽腫	9732	多発性骨髄腫
9100	絨毛癌	9761	ワルデンストレーンマクログロブリン血症
9140	カボジ肉腫	9800	白血病, NOS

電子届出ファイルからの入力方法

例 臨床検査で肝細胞癌の診断

組織型・性状より『肝細胞癌』を選択

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類	肝、胆管、胆のう		
		詳細分類	肝内胆管		
	⑩病理診断	組織型・性状	肝細胞癌		C22.1
					8170/3

病理学的診断は行われていないが、上記表に『肝細胞癌』が記載されているので、『肝細胞癌』を選択

例 臨床検査で腎細胞癌の診断

組織型・性状より『悪性腫瘍』を選択

腫瘍の種類	⑨原発部位	大分類	腎		
		詳細分類	腎(実質)		
	⑩病理診断	組織型・性状	悪性腫瘍		C64.9
			淡明細胞型腎細胞癌		8000/3
	⑪診断施設		腎細胞癌		

上記表に『腎細胞癌』の記載なし

病理学的診断が行われていないので、おおまかな組織型を選択

⑪ 診断施設（全国がん登録届出マニュアル38P）

初回治療前の診断において、最も確からしい検査を行った施設

ココが重要な
ポイント！

初回治療前に行われた検査のうち、『がん』と診断された最も確からしい検査が行われたのは、『自施設受診**前**』『自施設受診**後**』のどちらですか

■ 自施設を受診する前に他施設にて行われている（自施設受診**前**）

→ **他施設診断**

■ 自施設を受診してから行われている（自施設受診**後**）

→ **自施設診断**

自施設受診後に他施設に依頼した検査＝自施設で実施した検査

check !

● 最も確からしい検査 ●

1. 原発巣の組織診（白血病等での骨髓を検体とする検査）
2. 転移巣の組織診
3. 細胞診（白血病等での末梢血を検体とする検査）
4. 部位特異的腫瘍マーカー（下記1）～4）に限る）
 - 1）肝細胞癌でのAFP高値
 - 2）絨毛癌でのHCG高値
 - 3）神経芽細胞腫でのVMA高値
 - 4）ワルデンストレームマクログロブリン血症での免疫グロブリン高値
5. 臨床検査
6. 臨床診断
9. 不明

数字の小さい検査が
より確からしい検査

『4. 部位特異的腫瘍マーカー』
以外の腫瘍マーカー



『5. 臨床検査』

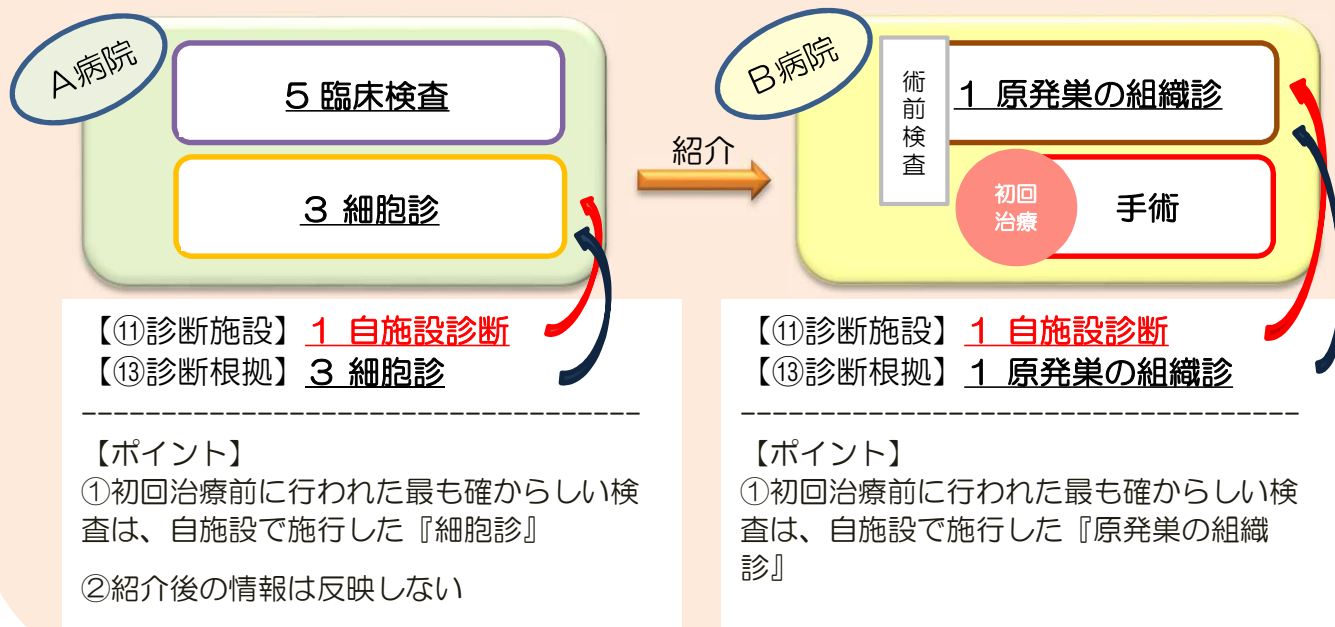
check !

■ A病院、B病院がそれぞれ届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

A病院：『細胞診』にてがん診断後、B病院へ紹介

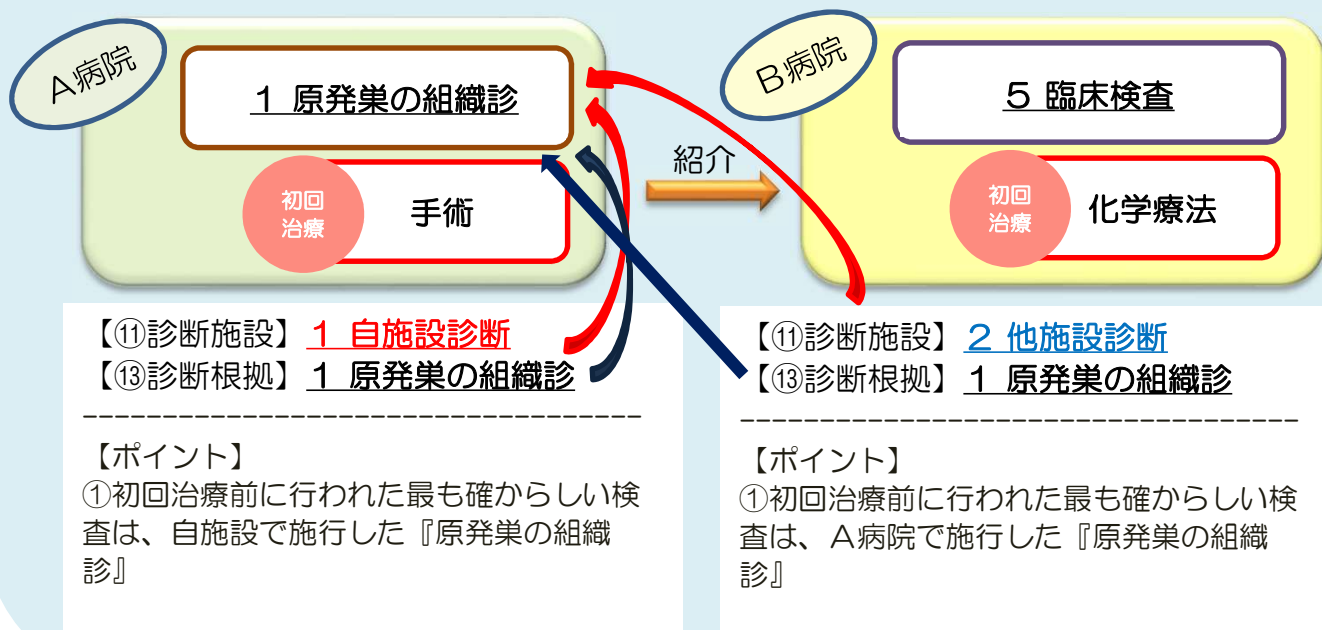
B病院：A病院より紹介を受け、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行



例

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断後、初回治療『手術』を施行
その後、B病院に初回治療を引き続き依頼

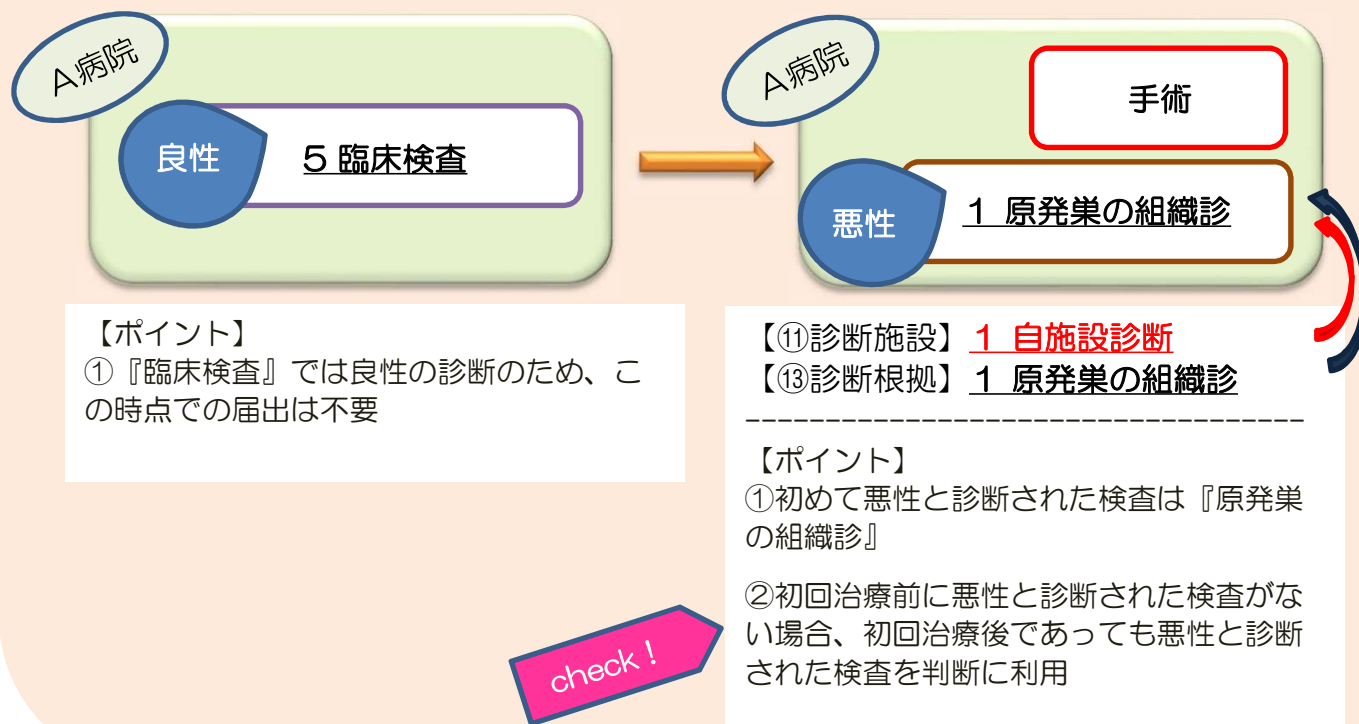
B病院：A病院より紹介を受け、初回治療『化学療法』を施行



⑪診断施設（全国がん登録届出マニュアル38P）

例

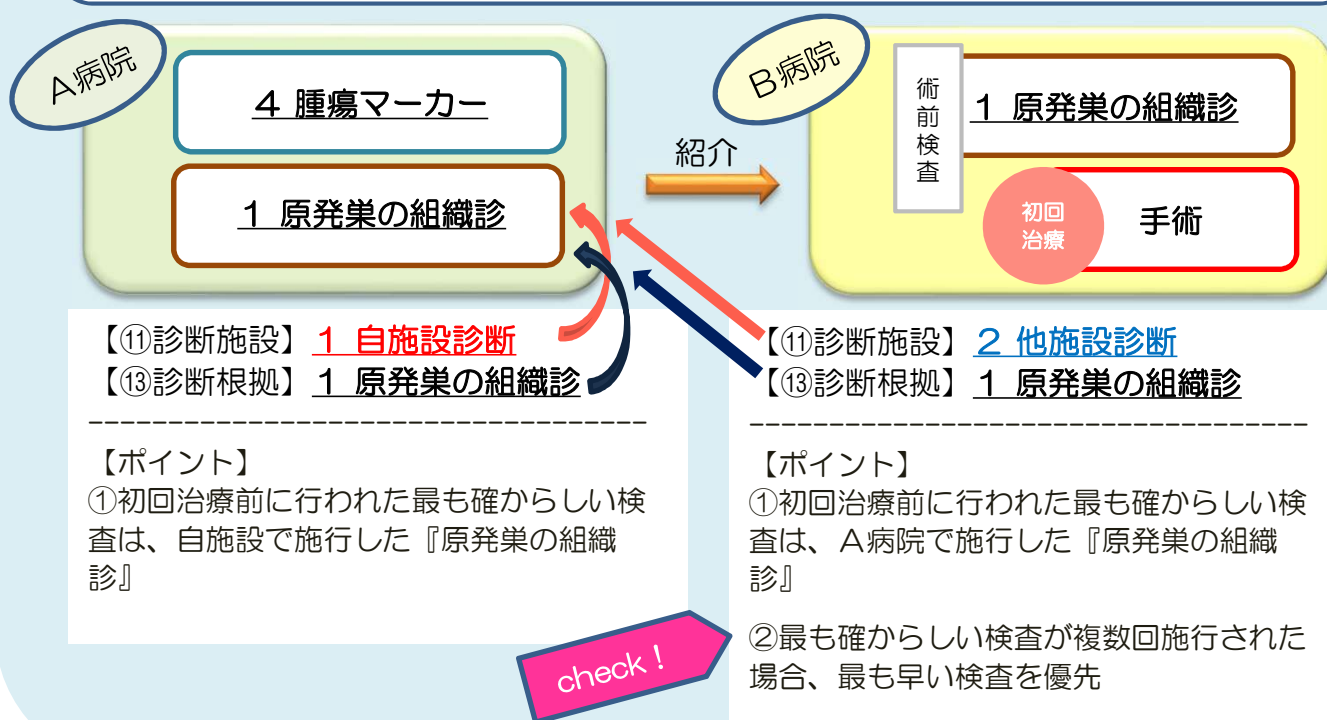
A病院：がんを疑い『臨床検査』を行ったが良性
手術後の『原発巣の組織診』にて悪性と診断



例

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断後、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介をうけ、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行

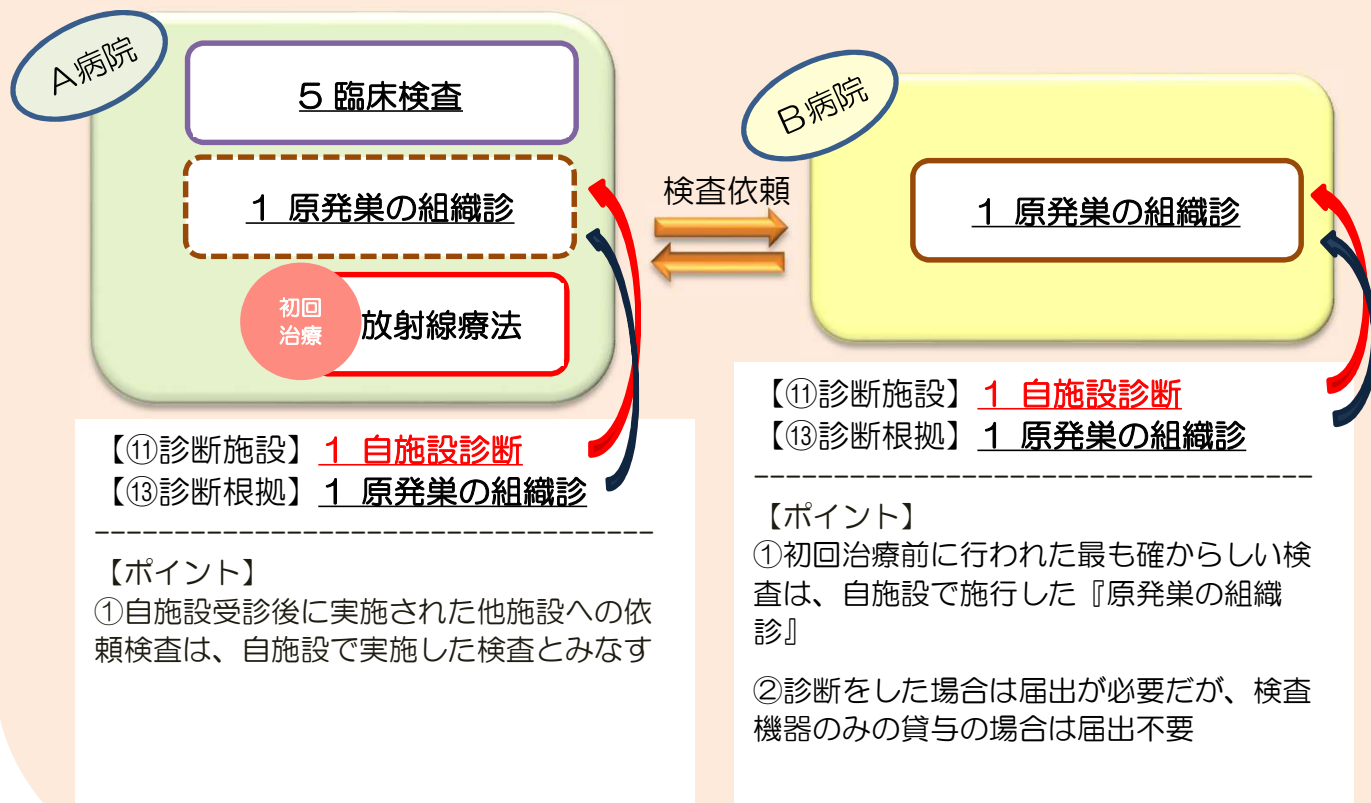


⑪診断施設（全国がん登録届出マニュアル38P）

例

A病院：『臨床検査』にてがん診断後、B病院へ詳細検査依頼
B病院の検査結果により自施設にて診断、初回治療『放射線療法』を施行

B病院：A病院より紹介をうけ、『原発巣の組織診』にてがん診断



⑫治療施設（全国がん登録届出マニュアル39P）

初回治療を開始、実施した施設

ココが重要な
ポイント！

初回治療は自施設で行われましたか

■自施設で初回治療を行った

- 自施設で診断後、または他施設からの紹介により初回治療を開始した
2 自施設で初回治療を開始

- 他施設で初回治療が開始されたが、紹介等により自施設で初回治療を
継続して行うことになった

3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続

■自施設で初回治療は行っていない

- 自施設で初回治療の計画はしたが、初回治療は他施設に依頼した

1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明

- 自施設で初回治療前に、患者さんが来院しなくなった

1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明

- 他施設で初回治療を開始・終了後に、自施設を受診した

4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診

初回治療とは・・・

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた、腫瘍に対する治療とし、その範囲は、治療計画書に記載された内容とする。経過観察が計画・施行された場合、あるいは治療前に死亡された場合も、経過観察という行為を初回治療とみなす。

『経過観察』計画のみ → 初回治療 ✕
『経過観察』計画・施行 → 初回治療 ○

⑫治療施設（全国がん登録届出マニュアル39P）

■ A病院、B病院がそれぞれ届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

A病院：がん診断後、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、初回治療『手術』を施行



【⑫治療施設】

1 自施設で初回治療せず、他施設に紹介またはその後の経過不明

【ポイント】

①自施設では診断のみ行い、初回治療等は他施設に紹介

【⑫治療施設】

2 自施設で初回治療を開始

【ポイント】

①前医では初回治療は施行しておらず、自施設で初回治療を計画・開始

例

A病院：がん診断後、初回治療『経過観察』を計画し、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、初回治療『経過観察』を施行



【⑫治療施設】

1 自施設で初回治療せず、他施設に紹介またはその後の経過不明

【ポイント】

①『経過観察』を計画しただけでは、初回治療とみなされない

【⑫治療施設】

2 自施設で初回治療を開始

【ポイント】

①前医では初回治療『経過観察』が計画されたが施行されておらず、自施設にて『経過観察』を開始

例

A病院：患者が一切の治療を拒否
初回治療開始前に患者が死亡

【⑫治療施設】

2 自施設で初回治療を開始

【ポイント】

①積極的治療はしないという決定を初回治療とみなす

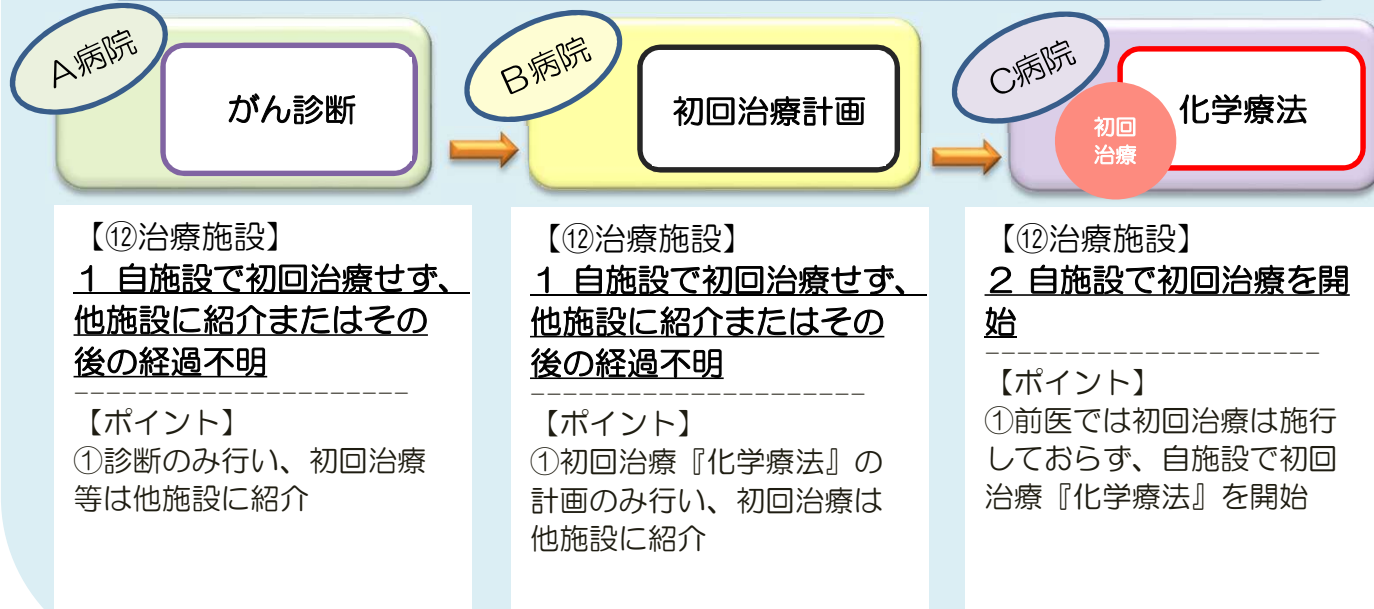
⑫治療施設（全国がん登録届出マニュアル39P）

例

A病院：がんの診断のみ行い、精査のためB病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、検査及び初回治療『化学療法』を計画し、C病院へ紹介

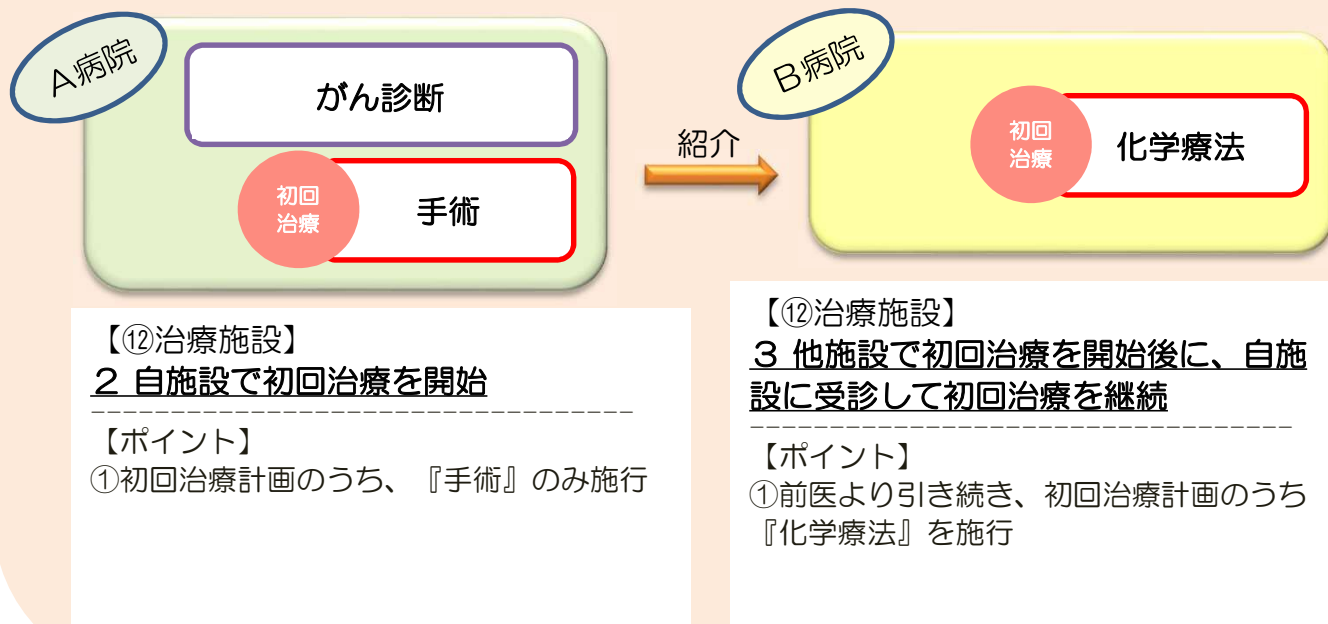
C病院：B病院より紹介を受け、初回治療『化学療法』を施行



例

A病院：がん診断後、初回治療『手術』『化学療法』を計画
自施設で初回治療『手術』のみ施行し、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、初回治療『化学療法』を施行

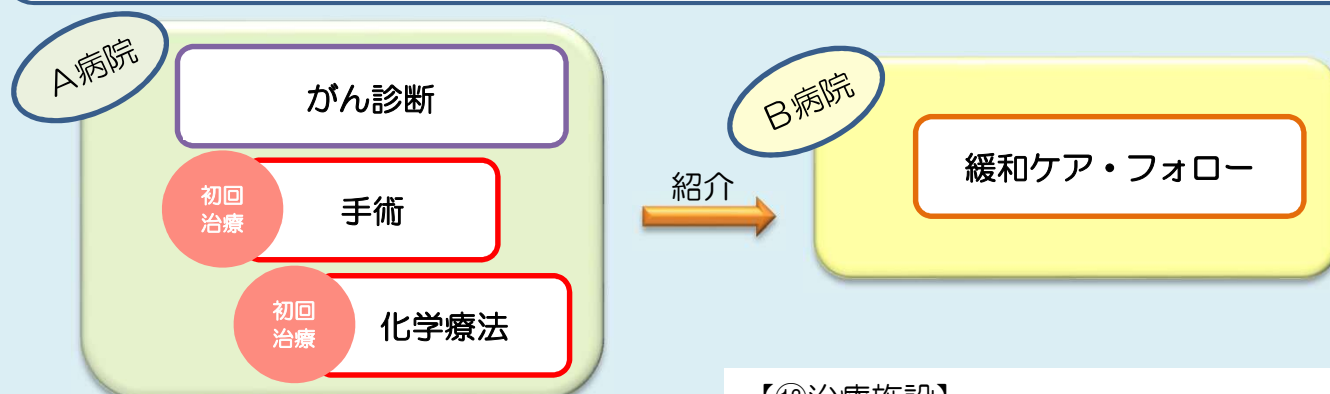


⑫治療施設（全国がん登録届出マニュアル39P）

例

A病院：がん診断後、初回治療『手術』『化学療法』を施行、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、緩和ケア・フォローを行う



【⑫治療施設】

2 自施設で初回治療を開始

【ポイント】

①自施設にて初回治療をすべて施行

【⑫治療施設】

4 他施設で初回治療終了後に、自施設に受診

【ポイント】

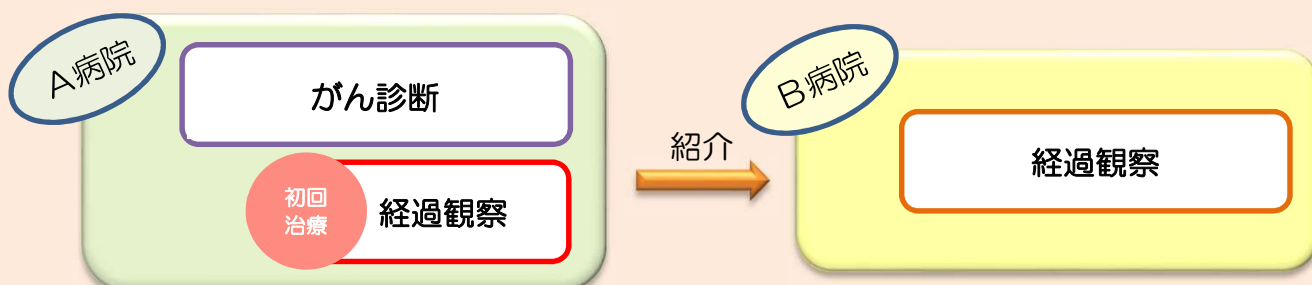
①前医にて初回治療は全て終了

例

A病院：がん診断後、初回治療『経過観察』を計画・実施

B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、引き続き『経過観察』を行う



【⑫治療施設】

2 自施設で初回治療を開始

【ポイント】

①経過観察は、計画しただけではなく施行した時点で、初回治療を開始したとみなす

【⑫治療施設】

4 他施設で初回治療終了後に、自施設に受診

【ポイント】

①初回治療が経過観察の場合、前医で施行された時点で初回治療終了

check!

⑬診断根拠（全国がん登録届出マニュアル40・41P）

自施設のみでなく他施設も含め、患者の全経過を通じて行った検査の中で陽性となった最も確からしい検査

ココが重要なポイント！

これまでの検査の中で最も確からしい検査は何ですか

診断根拠の検査が診断施設を判断する検査と必ずしも一致するとは限りません。



check !

■⑬診断根拠 → 『がん』の診断の根拠となった全ての検査のうち、最も確からしい検査で判断

■⑪診断施設・⑭診断日 → 初回治療前に行われた検査のうち、最も確からしい検査で判断

●最も確からしい検査●

1. 原発巣の組織診（白血病等での骨髓を検体とする検査）
2. 転移巣の組織診
3. 細胞診（白血病等での末梢血を検体とする検査）
4. 部位特異的腫瘍マーカー（下記1）～4）に限る
 - 1）肝細胞癌でのAFP高値
 - 2）絨毛癌でのHCG高値
 - 3）神経芽細胞腫でのVMA高値
 - 4）ワルデンストレームマクログロブリン血症での免疫グロブリン高値
5. 臨床検査
6. 臨床診断
9. 不明

数字の小さい検査がより確からしい検査となります

『4 部位特異的腫瘍マーカー』
以外の腫瘍マーカー



『5 臨床検査』

check !

隣接臓器への直接浸潤病巣から採取した検体は、原発巣のひとかたまりの腫瘍



『1 原発巣の組織診』

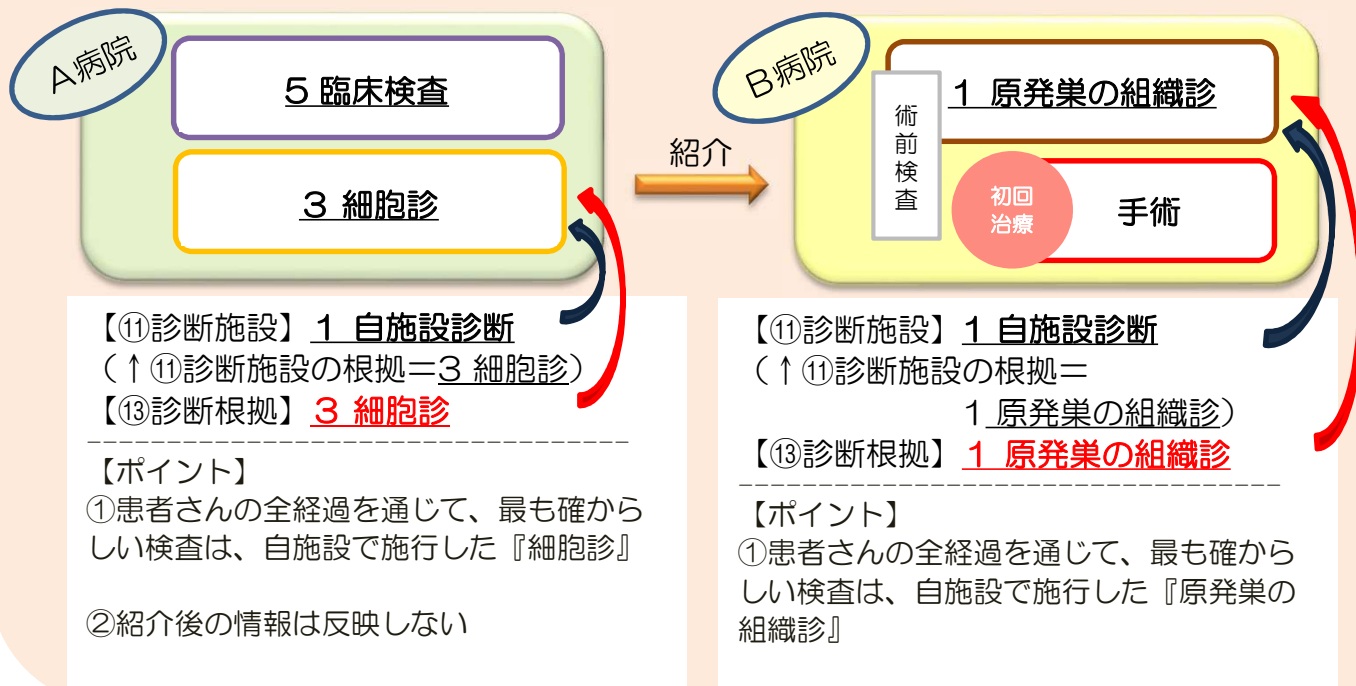
⑬診断根拠（全国がん登録届出マニュアル40・41P）

■ A病院、B病院がそれぞれ届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

A病院：『細胞診』にてがん診断後、B病院へ紹介

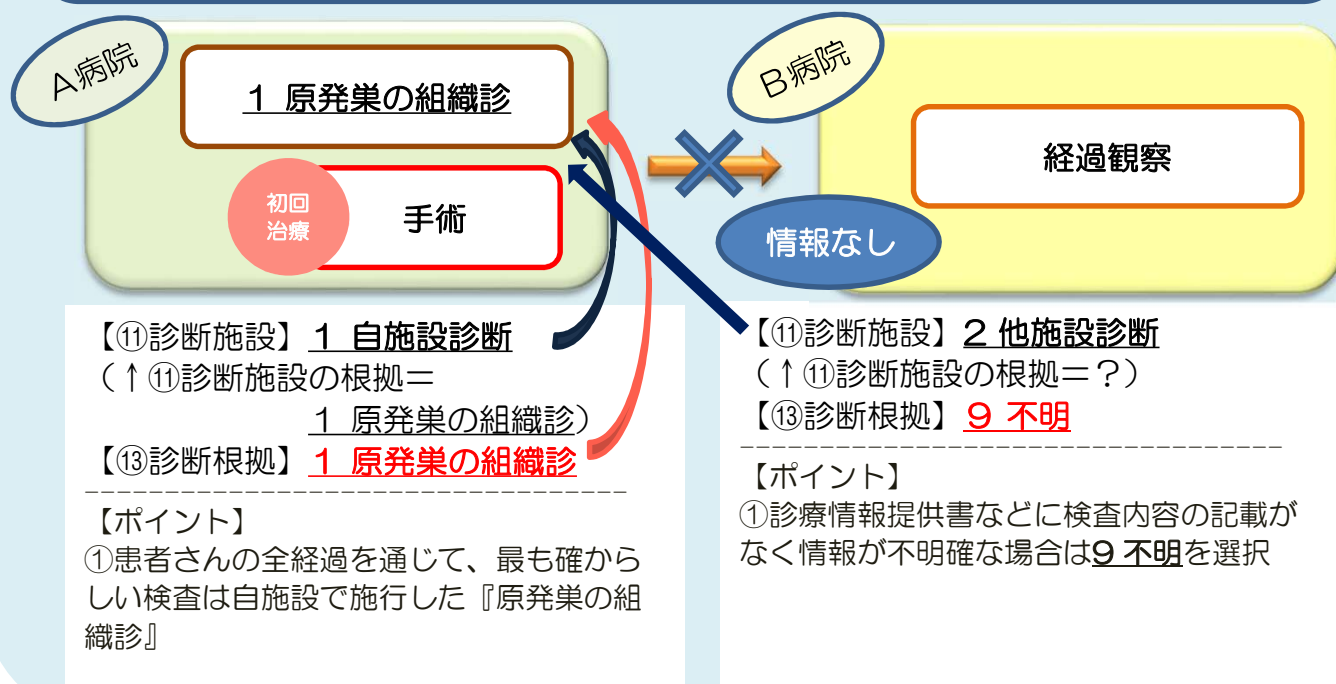
B病院：A病院より紹介を受け、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行



例

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断後、初回治療『手術』を施行

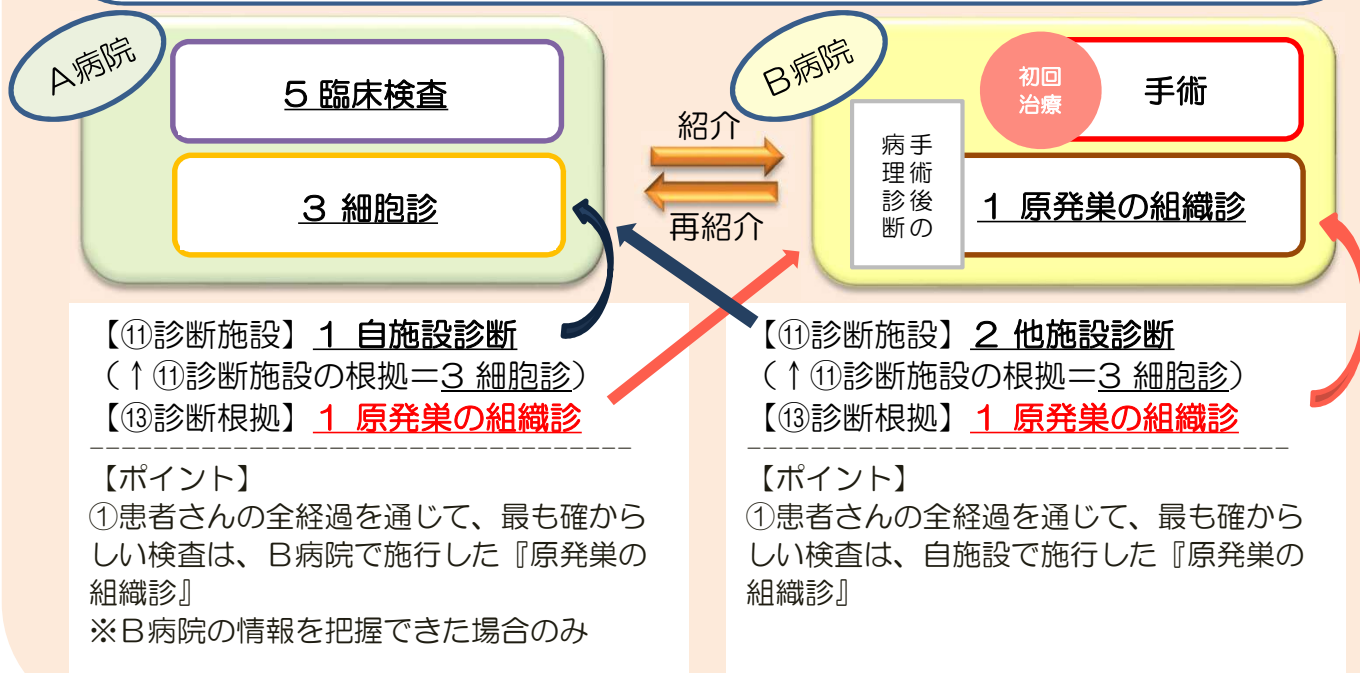
B病院：A病院にてがん治療をしていた患者さんが来院
『経過観察』を施行



例

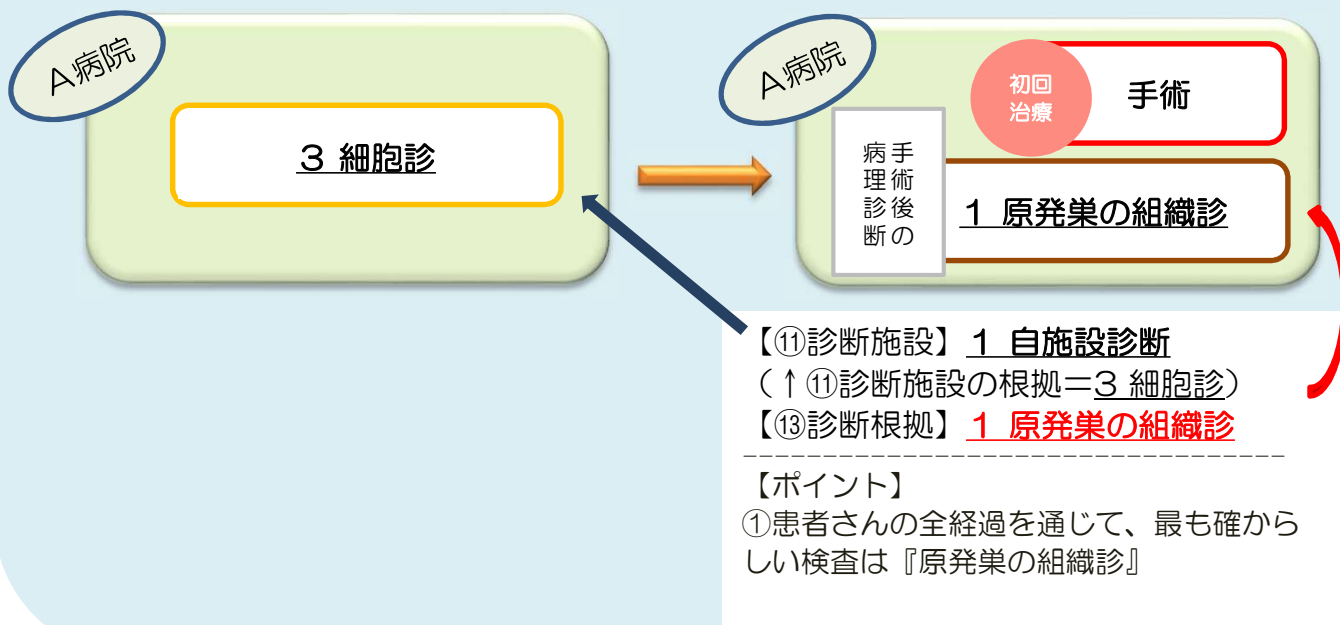
A病院：『細胞診』にてがん診断後、B病院へ紹介
B病院にて初回治療『手術』及び『原発巣の組織診』施行後、
『経過観察』のため再紹介で来院

B病院：A病院より紹介を受け、初回治療『手術』及び『原発巣の組織診』を施行
『経過観察』のため、A病院へ再紹介



例

A病院：『細胞診』にてがん診断
初回治療『手術』を施行、『原発巣の組織診』を行う



⑭診断日（全国がん登録届出マニュアル42P）

初回治療前の診断のために行った検査のうち『がん』と診断する根拠となった検査を行った日

ココが重要なポイント！

診断施設は『自施設診断』『他施設診断』どちらですか

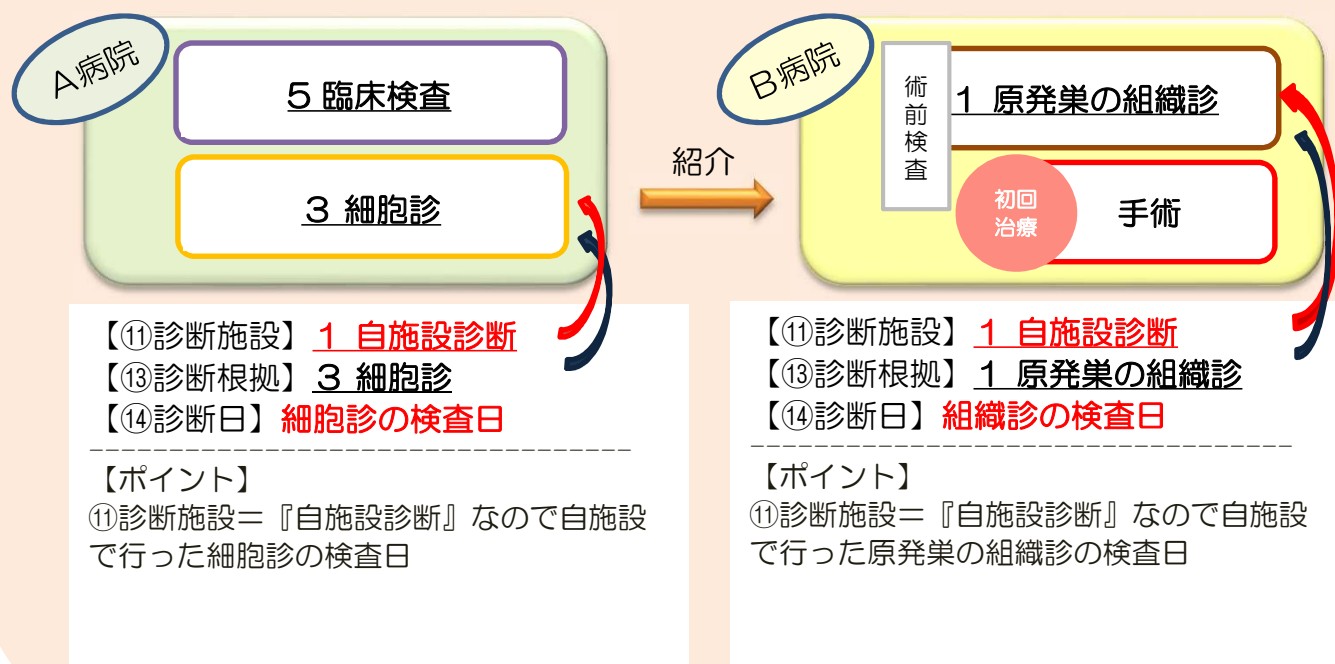
- ⑪診断施設 = **自施設診断**
→ 『がん』と診断された最も確からしい検査の検査日
- ⑪診断施設 = **他施設診断**
→ 自施設初診日（当該腫瘍初診日）
- 生前に存在が疑われていなかったがんが、死体解剖により初めて診断された場合 → 死亡日

■ A病院、B病院がそれぞれ届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

A病院：『細胞診』にてがん診断後、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行

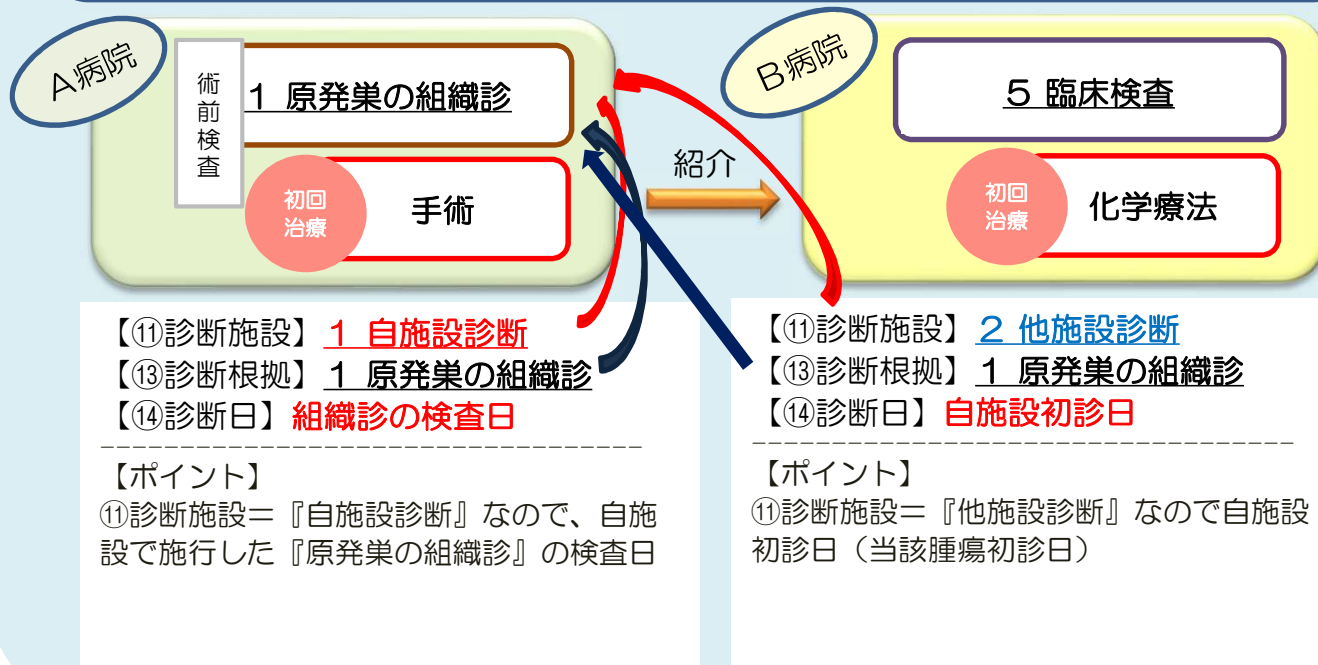


⑭診断日（全国がん登録届出マニュアル42P）

例

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断後、初回治療『手術』を施行
その後、B病院に初回治療を引き続き依頼

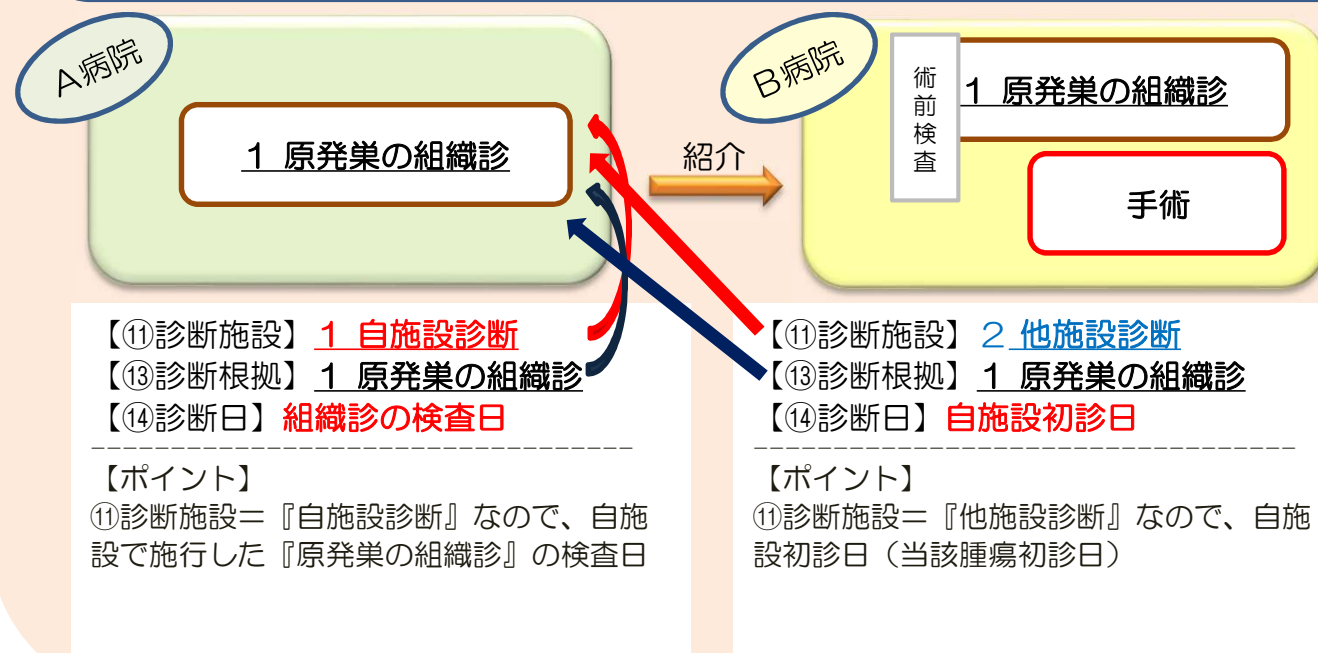
B病院：A病院より紹介をうけ、初回治療『化学療法』を施行



例

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断後、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介をうけ、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行



当該がんが診断される発端となった状況

ココが重要な
ポイント！

自施設、他施設問わず、当該がんに関して初めて医療機関を
初診した際の状況ですか

自施設に受診時の状況に限らず、当該がんに関して他施設も含め、初めて
医療機関を初診した際の状況です。当該がんが数年前に他施設で初診されて
いたとすれば、その初診時の状況が発見経緯となります。

check !

■ 1 がん検診・健康診断・人間ドック

市区町村が実施する『がん検診』の他、老人健康診査や自主的に受診する
健康診断、あるいは人間ドックでの結果により医療機関を受診した場合

『健診』等は健常者を対象としたものなので、がんの診断・治療とはみなさず、
医療機関に受診した時点で届出が必要

■ 3 他疾患の経過観察中の偶然発見

自施設、他施設を問わず、他の疾患（腫瘍）で経過観察中に実施された
検査等により偶然発見された場合

■ 4 剖検発見

死体解剖で初めて診断した場合

■ 8 その他

自覚症状などにより受診した場合

■ 9 不明

診断にいたる発端が不明な場合

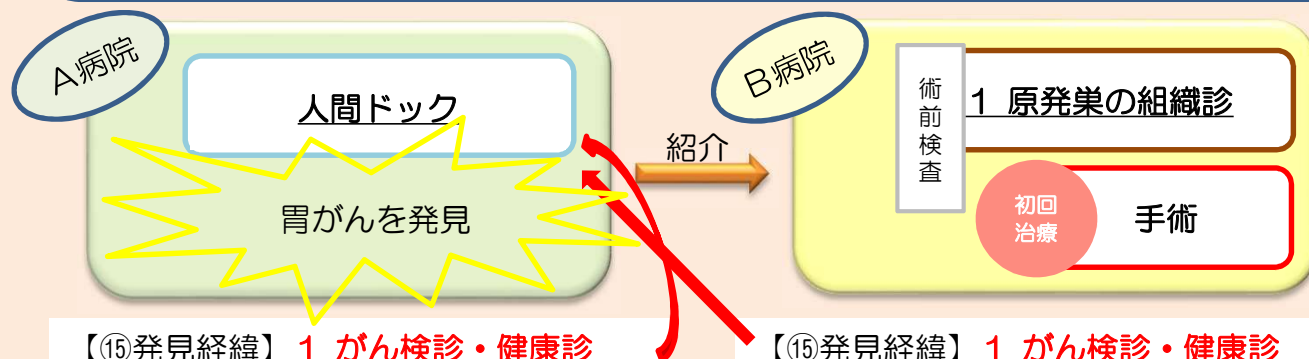
⑮発見経緯（全国がん登録届出マニュアル43P）

■ A病院、B病院がそれぞれ届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

A病院：『人間ドック』にてがん診断後、B病院へ紹介

B病院：A病院より紹介を受け、術前検査『原発巣の組織診』を施行
その後、初回治療『手術』を施行



【⑮発見経緯】 1 がん検診・健康診断・人間ドック

【ポイント】

①胃がんを診断したきっかけは、自施設における『人間ドック』

【⑮発見経緯】 1 がん検診・健康診断・人間ドック

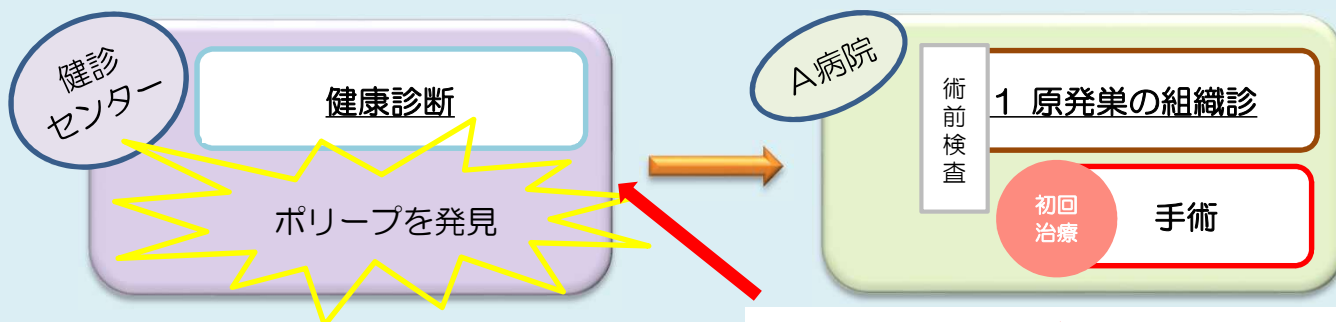
【ポイント】

①初めて胃がんの診断をしたきっかけは、A病院での『人間ドック』

例

健診センター：『健康診断』にてポリープ発見

A病院：『原発巣の組織診』にてがん診断、初回治療『手術』を施行



【⑮発見経緯】 1 がん検診・健康診断・人間ドック

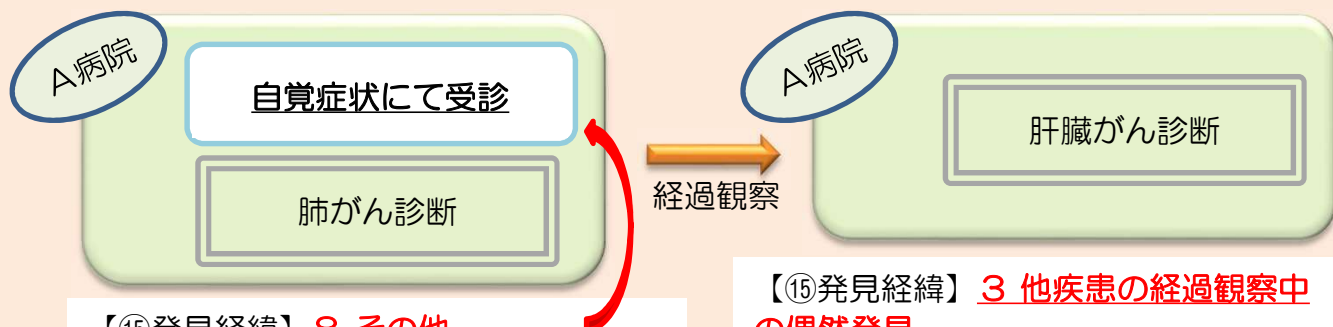
【ポイント】

①受診するきっかけとなったのは、ポリープを発見した『健康診断』

⑮発見経緯（全国がん登録届出マニュアル43P）

例

A病院：『自覚症状』にて受診、肺がんの診断・治療
肺がん治療中に、肝臓がん（第2がん）を発見



【⑮発見経緯】 **8 その他**

【ポイント】

①受診するきっかけとなったのは、患者さんの『自覚症状』

【⑮発見経緯】 **3 他疾患の経過観察中の偶然発見**

【ポイント】

①肺がん（他疾患）の経過観察中（治療中）に新たながんを発見

例

A病院：『自覚症状』にて受診したが、がんの診断なし
経過観察中に、肺がんを発見



【⑮発見経緯】 **3 他疾患の経過観察中の偶然発見**

【ポイント】

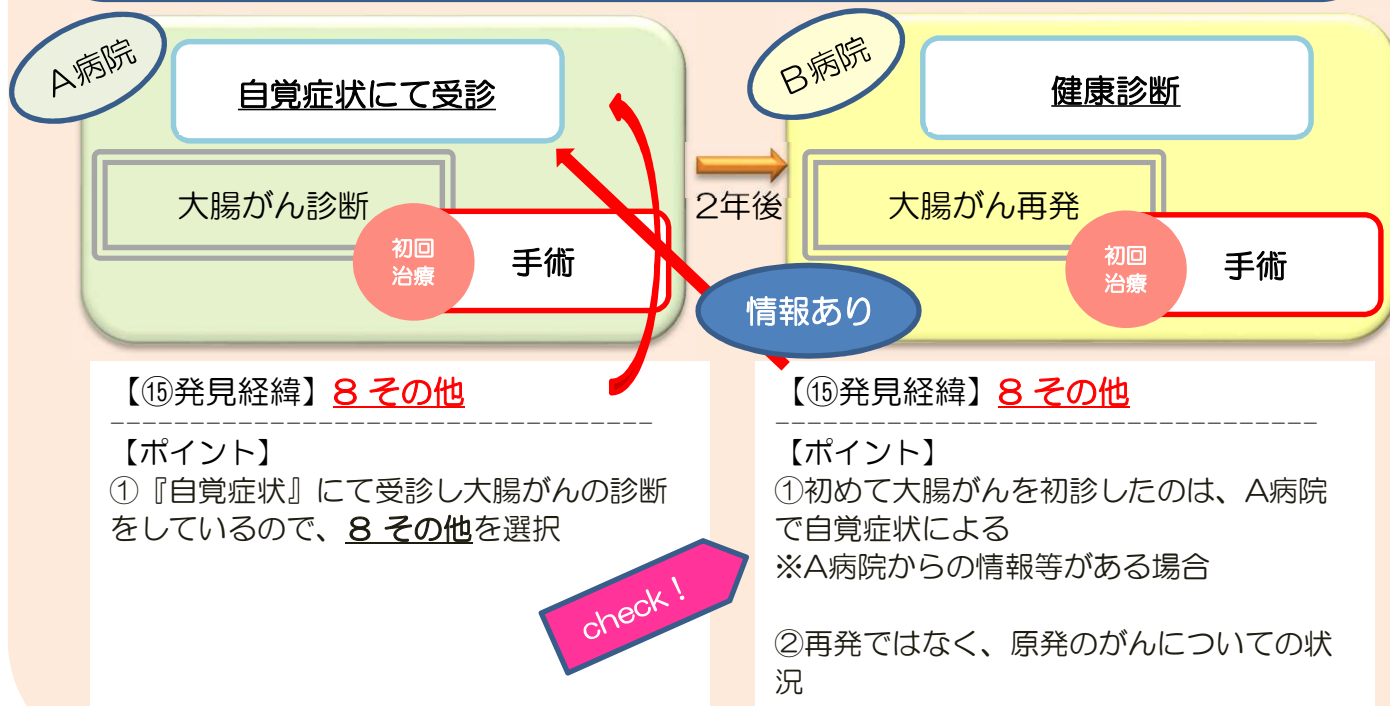
①がん診断はなかったものの、経過観察中に肺がんを発見

⑮発見経緯（全国がん登録届出マニュアル43P）

例

A病院：『自覚症状』にて受診し、大腸がんの診断・初回治療を開始

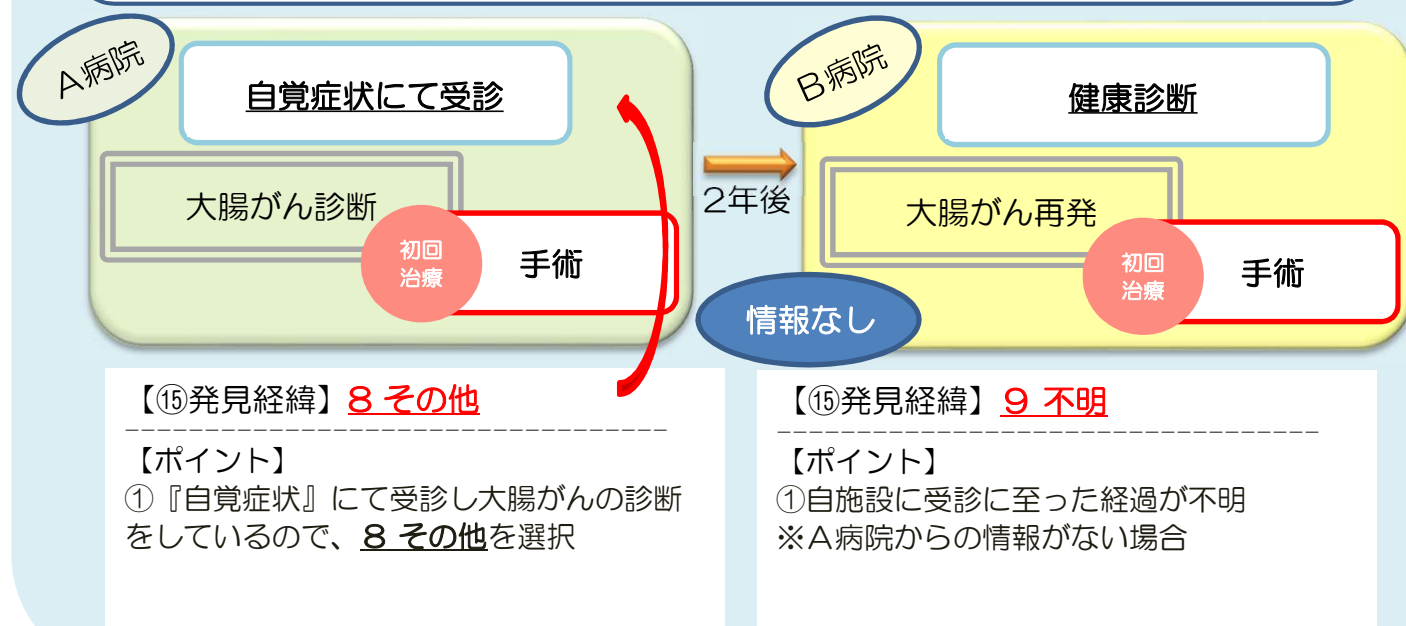
B病院：2年後、『健康診断』にて大腸がん再発発覚後、受診
A病院より2年前の状況について情報あり



例

A病院：『自覚症状』にて受診し、大腸がんの診断・初回治療を開始

B病院：2年後、『健康診断』にて大腸がん再発発覚後、受診
A病院より2年前の状況について情報なし



⑩進展度・治療前（全国がん登録届出マニュアル44P）

当該がんの治療前に得られたエビデンスに基づく病期

ココが重要な
ポイント！

治療前に行った、身体的検査、画像診断、内視鏡検査、生検、外科的検索などによって得られたエビデンスですか

複数の区分に該当する場合、より**高い進展度**の区分を選択
判断に疑いの余地がある場合、より**低い進展度**の区分を選択

■400 上皮内

診断根拠が**病理学的診断の場合のみ**選択可

■410 限局

■420 領域リンパ節転移

■430 隣接臓器転移

■440 遠隔転移

原発部位が**血液**または**骨髄**の場合のみ
選択可

■777 該当せず

原発巣不明の場合
剖検で発見された場合

■499 不明

■届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

原発巣不明
→骨や肝臓に転移巣があり、がん診断

【⑩進展度・治療前】 **499 不明**

【ポイント】

440 遠隔転移としないよう注意！

⑩進展度・治療前（全国がん登録届出マニュアル44P）

例

⑪診断施設 = 2 他施設診断

⑫治療施設 = 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診

原発部位が
血液（C42.0）
骨髄（C42.1）
以外の場合

【⑩進展度・治療前】 **499 不明**

【ポイント】

自施設で診断および初回治療を行っていない場合、必ず**499 不明**を選択

原発部位が
血液（C42.0）または
骨髄（C42.1）の場合

【⑩進展度・治療前】 **777 該当せず**

【ポイント】

原発部位が血液（C42.0）または骨髄（C42.1）の場合、必ず**777 該当せず**を選択

例

⑪診断施設 = 2 他施設診断

⑫治療施設 = 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して
初回治療を継続

原発部位が
血液（C42.0）
骨髄（C42.1）
以外の場合

前医の
情報なし

【⑩進展度・治療前】 **499 不明**

【ポイント】

前医からの情報がない場合、**499 不明**を選択

前医の
情報あり

原発部位が
血液（C42.0）
骨髄（C42.1）
以外の場合

【⑩進展度・治療前】 **前医からの情報**

【ポイント】

前医からの情報がある場合、その進展度を反映させる

【⑩進展度・治療前】 **777 該当せず**

【ポイント】

原発部位が血液（C42.0）または骨髄（C42.1）の場合、必ず**777 該当せず**を選択

原発部位が
血液（C42.0）または
骨髄（C42.1）の場合

⑰進展度・術後病理学的（全国がん登録届出マニュアル45P）

治療前に得られた情報に、手術や病理組織学的検索で得られた知見を補足、修正して決定される病期

ココが重要なポイント！

自施設で初回治療として観血的治療が行われていますか

■400 上皮内

■410 限局

■420 領域リンパ節転移

■430 隣接臓器転移

■440 遠隔転移

■手術なし又は術前治療後

■777 該当せず

■499 不明

自施設において観血的治療を行った場合

自施設において観血的治療が未施行の場合
腫瘍を放射線等の治療後に手術した場合

手術の有無にかかわらず、原発部位が
血液または**骨髄**の場合のみ選択可

原発巣不明だが、手術が行われた場合

■届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

原発巣不明
（骨や肝臓に転移巣があり『がん』と
診断）
→初回治療として手術を施行

【⑰進展度・治療前】 **499 不明**

【ポイント】

440 遠隔転移としないよう注意！

⑰進展度・術後病理学的（全国がん登録届出マニュアル45P）

例

⑫治療施設 = 1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 or

⑫治療施設 = 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診

原発部位が
血液（C42.0）
骨髄（C42.1）以外の場合



【⑰進展度・術後病理学的】
660 手術なし・術前治療後

【ポイント】
自施設で初回治療として観血的治療を行っていない場合、必ず**660 手術なし・術前治療後**を選択

原発部位が
血液（C42.0）または
骨髄（C42.1）の場合



【⑰進展度・術後病理学的】
777 該当せず

【ポイント】
原発部位が血液（C42.0）または骨髄（C42.1）の場合、必ず**777 該当せず**を選択

例

⑱外科的治療の有無 = 2 自施設で施行なし

⑲鏡視下治療の有無 = 2 自施設で施行なし

⑳内視鏡的治療の有無 = 2 自施設で施行なし

㉑観血的治療の範囲 = 6 観血的治療なし

の場合

原発部位が
血液（C42.0）
骨髄（C42.1）以外の場合



【⑰進展度・術後病理学的】
660 手術なし・術前治療後

【ポイント】
自施設で初回治療として観血的治療を行っていない場合、必ず**660 手術なし・術前治療後**を選択

原発部位が
血液（C42.0）または
骨髄（C42.1）の場合



【⑰進展度・術後病理学的】
777 該当せず

【ポイント】
原発部位が血液（C42.0）または骨髄（C42.1）の場合、必ず**777 該当せず**を選択

例

初回治療『放射線療法』を施行後に、
『手術』を施行

【⑰進展度・術後病理学的】
660 手術なし又は術前治療後

【ポイント】
手術の前に初回治療が開始された場合、
660 手術なし・術前治療後を選択

⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無（全国がん登録届出マニュアル46～51P）

㉑観血的治療の範囲（全国がん登録届出マニュアル52P）

自施設で初回治療として外科的治療、鏡視下治療、内視鏡的治療を実施したか

ココが重要な
ポイント！

自施設で初回治療として施行しましたか

■自施設で外科的治療、鏡視下治療、内視鏡的治療のいずれかを施行した

- 外科的治療を施行した
外科的治療を施行していない
- ⑱外科的＝1 自施設で施行
⑱外科的＝2 自施設で施行なし
- 鏡視下治療を施行した
鏡視下治療を施行していない
- ⑲鏡視下＝1 自施設で施行
⑲鏡視下＝2 自施設で施行なし
- 内視鏡的治療を施行した
内視鏡的治療を施行していない
- ⑳内視鏡的＝1 自施設で施行
⑳内視鏡的＝2 自施設で施行なし
- ㉑観血的治療の範囲＝1 腫瘍遺残なし
4 腫瘍遺残あり
9 不明
- のいずれか

■自施設で外科的治療、鏡視下治療、内視鏡的治療のいずれも施行していない

- ⑱外科的＝2 自施設で施行なし
⑲鏡視下＝2 自施設で施行なし
⑳内視鏡的＝2 自施設で施行なし
㉑観血的治療の範囲＝6 観血的治療なし

■自施設で外科的治療、鏡視下治療、
内視鏡的治療を施行したかどうか不明

- ⑱外科的＝9 施行の有無不明
⑲鏡視下＝9 施行の有無不明
⑳内視鏡的＝9 施行の有無不明
㉑観血的治療の範囲＝9 不明

1. 初回治療として計画された治療であること
2. 自施設で施行されていること
3. 当該がんの縮小・切除を意図した治療であること

情報の不備等でどうしても判断できない場合のみ

⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無（全国がん登録届出マニュアル46～51P）

㉑観血的治療の範囲（全国がん登録届出マニュアル52P）

■届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

『原発巣の組織診』にてがん診断
初回治療『内視鏡的手術』を施行し、原発巣を切除

1 原発巣の組織診

初回
治療

内視鏡的手術

【⑫治療施設】 2 自施設で初回治療を開始

【⑱外科的治療】 2 自施設で施行なし

【⑲鏡視下治療】 2 自施設で施行なし

【⑳内視鏡的治療】 1 自施設で施行

【㉑観血的治療の範囲】 1 腫瘍遺残なし

【ポイント】

①内視鏡的手術のみ施行しているので、㉑内視鏡的治療のみ 1 自施設で施行を選択

②原発巣を全て切除しているので 1 腫瘍遺残なしを選択

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	観血的治療	⑱外科的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑内視鏡的	☒ 1. 自施設で施行	☐ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	☒ 1. 腫瘍遺残なし	☐ 4. 腫瘍遺残あり	☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	その他治療	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

当該がんの縮小・切除を意図した治療であって、症状の緩和を目的に行われた治療は含まない

⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無（全国がん登録届出マニュアル46～51P）

㉑観血的治療の範囲（全国がん登録届出マニュアル52P）

例

前医で初回治療『放射線療法』を施行後、紹介にて来院
引き続き初回治療『手術』を施行し、転移巣を切除したが、
原発巣は遺残



【⑫治療施設】 3 他施設で初回治療を開始後、
自施設に受診して初回治療を継続

【⑱外科的治療】 1 自施設で施行

【⑲鏡視下治療】 2 自施設で施行なし

【⑳内視鏡的治療】 2 自施設で施行なし

【㉑観血的治療の範囲】 2 腫瘍遺残あり

【ポイント】

①自施設では、外科的手術のみ施行しているので、⑱外科的治療のみ 1 自施設で施行を選択

②転移巣のみ切除し、原発巣は切除できていないので㉑観血的治療の範囲は 2 腫瘍遺残ありを選択

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	観血的治療	⑱外科的	☒ 1. 自施設で施行	☐ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑳内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	☐ 1. 腫瘍遺残なし	☒ 4. 腫瘍遺残あり	☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	その他治療	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

他施設で初回治療が施行されていたとしても、自施設で施行された初回治療についてのみ記載

⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無（全国がん登録届出マニュアル46～51P）

㉑観血的治療の範囲（全国がん登録届出マニュアル52P）

例

『臨床検査』にてがん診断
初回治療は施行せず、他施設に紹介

5 臨床検査

他施設へ
紹介

【⑫治療施設】 1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明

【⑱外科的治療】 2 自施設で施行なし

【⑲鏡視下治療】 2 自施設で施行なし

【⑳内視鏡的治療】 2 自施設で施行なし

【㉑観血的治療の範囲】 6 観血的治療なし

【ポイント】

①自施設で初回治療をしていないので、⑱外科的治療⑲鏡視下治療⑳内視鏡的治療すべて2 自施設で施行なしを選択

②自施設で初回治療をしていないので6 観血的治療なしを選択

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	観血的治療	⑱外科的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑳内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	☐ 1. 腫瘍遺残なし	☐ 4. 腫瘍遺残あり	☒ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	その他治療	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

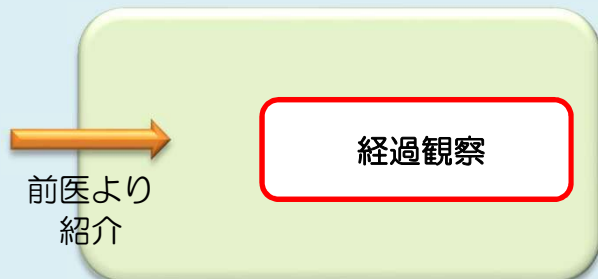
⑱～㉑がすべて2 自施設で施行なしの場合、必ず6 観血的治療なし

⑱外科的⑲鏡視下⑳内視鏡的治療の有無（全国がん登録届出マニュアル46～51P）

㉑観血的治療の範囲（全国がん登録届出マニュアル52P）

例

前医にて初回治療『経過観察』を施行
引き続き自施設にて『経過観察』を施行



【⑫治療施設】4 他施設で初回治療を終了後に、
自施設を受診

【⑱外科的治療】2 自施設で施行なし

【⑲鏡視下治療】2 自施設で施行なし

【⑳内視鏡的治療】2 自施設で施行なし

【㉑観血的治療の範囲】6 観血的治療なし

【ポイント】

①前医にて初回治療『経過観察』を施行した時点で、初回治療は終了したとみなされる

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	観血的治療	⑱外科的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑳内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	☐ 1. 腫瘍遺残なし	☐ 4. 腫瘍遺残あり	☒ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	その他治療	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

自施設で初回治療として『経過観察』を開始した場合も、当該がんの縮小・切除を意図した治療ではないので、同様となる

自施設で初回治療として放射線治療、化学療法、内分泌療法、その他治療を実施したか

ココが重要なポイント！

自施設で初回治療として施行しましたか

■自施設で放射線療法、化学療法、内分泌療法、その他治療のいずれかを施行した

放射線療法を施行した
放射線療法を施行していない

②②放射線療法＝1 自施設で施行

②②放射線療法＝2 自施設で施行なし

化学療法を施行した
化学療法を施行していない

②③化学療法＝1 自施設で施行

②③化学療法＝2 自施設で施行なし

内分泌療法を施行した
内分泌療法を施行していない

②④内分泌療法＝1 自施設で施行

②④内分泌療法＝2 自施設で施行なし

その他治療を施行した
その他治療を施行していない

②⑤その他治療＝1 自施設で施行

②⑤その他治療＝2 自施設で施行なし

■自施設で放射線療法、化学療法、内分泌療法、その他治療を施行したかどうか不明

②②放射線療法＝9 施行の有無不明

②③化学療法＝9 施行の有無不明

②④内分泌療法＝9 施行の有無不明

②⑤その他治療＝9 不明

情報の不備等でどうしても判断できない場合のみ

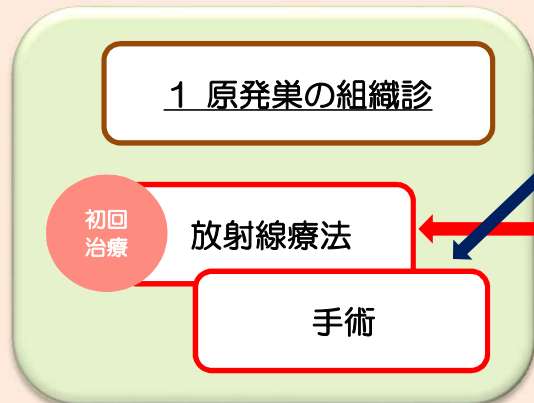
1. 初回治療として計画された治療であること
2. 自施設で施行されていること
3. 当該がんの縮小・切除を意図した治療であること

check !

■届出をする場合、届出内容は下記のとおりです

例

『原発巣の組織診』にてがん診断
初回治療『放射線療法』及び『手術』を施行し、原発巣、転移巣切除



【⑫治療施設】 2 自施設で初回治療を開始

【⑬外科的治療】 1 自施設で施行

【⑭鏡視下治療】 2 自施設で施行なし

【⑮内視鏡的治療】 2 自施設で施行なし

【⑯観血的治療の範囲】 1 腫瘍遺残なし

【②放射線療法】 1 自施設で施行

【②③化学療法】 2 自施設で施行なし

【②④内分泌療法】 2 自施設で施行なし

【②⑤その他治療】 2 自施設で施行なし

【ポイント】

①初回治療として放射線療法を施行後、外科的治療を施行している、②放射線療法のみ 1 自施設で施行を選択

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	⑬外科的	☒ 1. 自施設で施行	☐ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
	⑭鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
	⑮内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
	⑯観血的治療の範囲	☒ 1. 腫瘍遺残なし	☐ 4. 腫瘍遺残あり	☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	②放射線療法	☒ 1. 自施設で施行	☐ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
	②③化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
	②④内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
その他治療	②⑤その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

2019年症例以降では、初回治療の定義の範囲で腫瘍に対して放射線療法が施行された場合、『症状緩和的』であっても1 自施設で施行となります。
また、その腫瘍は原発巣、転移巣を問いません。

check !

例

『原発巣の組織診』にてがん診断後、初回治療『経過観察』を施行

1 原発巣の組織診

初回
治療

経過観察

check !

【⑫治療施設】 2 自施設で初回治療を開始

【②②放射線療法】 2 自施設で施行なし

【②③化学療法】 2 自施設で施行なし

【②④内分泌療法】 2 自施設で施行なし

【②⑤その他治療】 2 自施設で施行なし

【ポイント】

①初回治療として『経過観察』が施行されても、がんの縮小・切除を意図した治療ではないので、②⑤その他の治療には当てはまりません！

電子届出ファイルからの入力方法

初回治療	観血的治療	⑱外科的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		⑳内視鏡的	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	☐ 1. 腫瘍遺残なし	☐ 4. 腫瘍遺残あり	☒ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	その他治療	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行	☒ 2. 自施設で施行なし	☐ 9. 施行の有無不明

『経過観察』は縮小・切除を意図したものではないので、『その他の治療』ではありません

②⑥死亡日（全国がん登録届出マニュアル58P）

患者さんが自施設で死亡した日

生年月日 < 診断日 ≤ 死亡日 < 届出日

自施設で死亡していない場合は、記入不要です

備考（全国がん登録届出マニュアル59P）

複数の施設からの情報をまとめる作業には、詳細な情報が必要です。
全国の同一人物の照合、がん情報の管理に役立つ情報をお知らせください。

- ・氏名や性別に関する情報（ミドルネーム、通称名、文字化け元の正式な漢字について）
- ・性別に関する情報（性別が判断しにくい名前の場合の『確認済み』などの記載、生物学的性別と異なる場合）
- ・診断時住所と届出時住所が異なる場合
- ・紹介元、紹介先の医療機関名等
- ・既往のがんに関する情報
- ・当該がんの詳細な原発部位・病理診断
- ・術前化学療法実施の有無
- ・診断→紹介→再来院などの経緯
- ・剖検発見、セカンドオピニオン例
- ・初回治療の内容
- ・再発を認めた症例であるか

香川県がん登録室より

■個人識別情報、部位、組織型などの届出項目について訂正がある場合、登録室までお電話にてご連絡ください。

■すでに届出をしている症例について、『がんではなかった』ことが判明した場合、登録室までお電話にてご連絡ください。

■届出方法や届出項目についてのご質問は、お電話またはメールにてお受けしますが、個人情報を含むものにつきましては、誤送信や情報漏洩の恐れがあるメールは使用せず、お電話でのご連絡をお願いいたします。

■『この症例は届出対象か』『このような場合、どうやって届出をすればいいのか』など、疑問点がございましたら、お気軽に香川県がん登録室までお問い合わせください。